

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費 (交通費)
理事会出席報酬等	10,000円 4時間未満5,000円 4時間以上 上記とする。	原則交通機関運賃の実費とする。 ただし、自家用車を利用した場合は 片道4km未満は1,000円 4km以上は2,000円
評議員会出席報酬等	〃	〃
苦情対応第三者委員	〃	〃

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費 (交通費)
理事業務報酬等	10,000円 4時間未満5,000円 4時間以上 上記とする。	原則交通機関運賃の実費とする。 ただし、自家用車を利用した場合は 片道4km未満は1,000円 4km以上は2,000円
理事及び評議員業務報酬等	〃	〃
監事監査指導報酬等	〃	〃
苦情対応第三者委員	〃	〃

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他 (研修参加費等)
実 費	上限 15,000円	10,000円	実 費

○役員報酬の総額の範囲について

定款第二十一条に基づき、役員費用弁償規程に定める報酬の1事業年度の範囲は20万円を限度とし、報酬として支給する。